

[国章]

インドネシア共和国最高裁判所

仮処分決定に関する  
インドネシア共和国最高裁判所規則  
2012 年第 5 号

インドネシア共和国最高裁判所は

- a. 意匠に関する法律 2000 年第 31 号第 49 条から第 52 条、特許に関する法律 2001 年第 14 号第 125 条から第 128 条、商標に関する法律 2001 年第 15 号第 85 条から第 88 条、著作権に関する法律 2002 年第 19 号第 67 条から第 70 条の規定を実施するため、仮処分決定に関するインドネシア共和国最高裁判所規則を定める必要があること；
- b. a 項意図する意匠法、特許法、商標法、著作権法には商事裁判所における仮処分決定申請の条件と手続きについて明確で詳細な規定をまだしていないこと；
- c. 仮処分決定の申請審査を円滑にすべく、インドネシア共和国最高裁判所は仮処分決定の申請条件、申請手続き、受理、審査、及び仮処分決定の発出に関するインドネシア共和国最高裁判所規則を

を鑑み、

1. インドネシア共和国第三回改正 1945 年憲法第 24 条；
  2. 司法権限に関する法律 2009 年第 48 号；
  3. インドネシア共和国最高裁判所に関する法律 1985 年第 14 号。後に法律 2004 年第 5 号、更に法律 2009 年第 3 号に改正。
  4. TRIPs 協定への賛同が含まれる WTO 設立承認に関する法律 1994 年第 7 号；
- を参考とし、

仮処分決定に関するインドネシア共和国最高裁判所規則の制定  
を決定する。

第一章

一般規則

第 1 条

この最高裁判所規則における用語の意味は以下の通りである；

1. 仮処分決定とは、意匠権、特許権、商標権、及び著作権侵害に対して申請者が申し立てる申請に基づいて、裁判所がすべての関係者が遵守すべき命令の形で出す決定のことであり、以下のような目的がある：

- a. 商業ルートで知的財産権侵害が疑われる物品の流入を防ぐこと。
  - b. 侵害者が証拠物品を処分することを防ぎ、保全すること。
  - c. より大きな損害を防ぐべく侵害を止めること。
2. 裁判所とは、侵害が発生した法的地域を管轄する商事裁判所のことである。
  3. 申請者とは、権利の侵害発生疑いに関する十分な証拠を持っている意匠、特許、商標、及び著作権の所有者又は権利者のことである。
  4. 被申請者とは、十分な初期的証拠に基づいて権利侵害が疑われる、又は意匠、特許、商標、及び著作権に関与した証拠物品に権限を有する者のことである。
  5. 日とは、業務日のことである。

## 第二章

### 仮処分決定申請提出の条件と手続き

#### 第2条

##### 申請の条件

申請は以下の条件をもって提出される：

- a. 権利の所有又は権利者の証拠を添付すること；
- b. 権利侵害発生を示す強い初期的証拠を添付すること；
- c. 立証のために必要となる、求め、探し、集め、保全する物品及び／又は文書に関する明確な説明。
- d. 仮処分決定に処される物品の価値と同等の現金又は銀行保証の形での保証金を提出すること。

#### 第3条

##### 申請提出の手続き

- (1) 申請書は書面で作成し、申請者又は特別委任状を付した上で代理人が署名する。
- (2) 申請書は侵害発生疑いの法的地域を管轄する裁判所長に提出する。
- (3) 申請書には権利を侵害していると疑われる者が証拠物品を処分する可能性があるという懸念を含む申請提出の理由を記入しなければならない。
- (4) 申請書は手数料、非税国家収入（PNBP）費用、および収入印紙を含む出訴費を支払った後に裁判所書記局に登録される。

#### 第4条

- (1) 申請者がすべての登録条件を満たした後、書記局は仮処分の登録を記載し、1×24時間のうちに当該申請書を裁判所長に提出する義務を負う。
- (2) 当該申請書類を受け取った後、裁判所長は申請書を審査するための判事を指名することができる。
- (3) 裁判所長又は指名された判事は当該申請書を受け取ってから1×24時間以内に公判日を決めなければならない。

### 第三章 申請審査の手続き

#### 第5条

- (1) 裁判所は証拠を精査、審査及び留意し、且つ申請者の説明を聴取する義務を負う。
- (2) 申請者の悪意の存在を避けるため、判事は申請者がどのような措置を求めているのかについて詳細かつ入念に判断を行わなければならない。
- (3) 判事は該当する物品又は役務の価値及び当該決定により発生する費用と同等の保証金額を判断しなければならない。
- (4) 裁判所は遅くとも申請書が登録されてから2×24時間のうちに申請を受諾するか却下するかを決定する。
- (5) 申請から裁判所決定の発出までのプロセスは秘密裏に行われる。

### 第四章 決定申請に対する決定

#### 第6条

申請を受諾する場合、裁判所は以下を決定する：

- a. 申請者の申請を受諾すること。
- b. 今後取られる措置を明確に記載すること。
- c. 被申請者とその他の関係者に対し、申請者の立ち会い可能な裁判所執行人がb項の意図する措置を取ることを許可するよう命令すること。
- d. 書類を含む証拠物品として必要な物品の詳細を述べること。
- e. 決定実施の曜日、日付、時間を定めること。
- f. 証拠が保存されている住所、場所を述べること。
- g. 仮処分決定を実行するよう執行人に命じること。
- h. 決定により生じる費用を含む、申請された物品の価値と同等の保証金額を述べること。
- i. 申請者が申請費用を負担すること。
- j. 「この決定に従わなかった者は誰人も刑法典（KUHP）第216条により罰せられる」の一文を記載すること。

#### 第7条

申請を却下する場合、裁判所は以下を決定する：

- a. 申請者の申請を却下すること；
- b. 保証金を申請者に返還すること。

- c. 申請者が訴訟費用を負担すること。

## 第五章 仮処分決定実施の手続き

### 第 8 条

- (1) 申請が受諾された場合、執行人は決定項目に従って当該決定を実行すること。
- (2) 決定を実行するにあたり、執行人には申請者／代理人及び二人の証人が立ち会う。
- (3) 執行人は当該地にいる関係者の前で仮処分決定を読み上げる。
- (4) 仮処分決定の実行は議事録に記載されなければならない、執行人と関係者及びその時出席していた証人が署名する。

## 第六章 仮処分決定付与後の措置

### 第 9 条

決定を実行した場合、1×24 時間のうちに、被申請者の聴取の権利を含むその実行について各関係者に通知しなければならない。

### 第 10 条

判事は両者からの説明を聴取し、証拠を厳密に判断した後、仮処分決定を行った判事は当該仮処分が発出してから遅くとも 30 日以内に仮処分決定を変更又は取消し、又は強化することを決定しなければならない。

### 第 11 条

- (1) 判事が申請者の申請の一部しか立証されないという事実を発見した場合、当該仮処分決定を発見した事実に基づいて変更させる。
- (2) 当該仮処分決定を変更した場合、均整の取れた形で保証金の一部を被申請者に引き渡す。

### 第 12 条

- (1) 判事が申請者は申請について立証できないという事実を発見した場合、判事は仮処分決定を取り消す。
- (2) 仮処分決定が取り消された場合、納付された保証金は直ちに被申請者に引き渡さなければならない。
- (3) 受け取った保証金が実際に被った被害を回復するに不足している場合、被申請者は損害賠償を提訴することができる。

### 第 13 条

- (1) 継続審査の結果に基づき、裁判所は申請者が全ての申請事由を立証できるとの事実を発見した場合、仮処分決定は強化される。
- (2) 仮処分決定が強化された場合、保証金は直ちに申請者に返還されなければならない。

## 第七章 法的救済

### 第 14 条

- (1) 仮処分決定は最終的であり拘束するものである。
- (2) 仮処分決定は上訴、上告、及び再審の法的救済を求めることができない。

## 第八章 その他の規定

### 第 15 条

- (1) 決定が強化された場合、申請者は裁判所に提訴することができる。
- (2) 仮処分決定の日付から数えて 30 日以内に申請者が提訴をしなかった場合、仮処分決定は自動的に終了する。

## 第九章 終則

### 第 16 条

この最高裁判所規則は制定日より発行する。

制定地：ジャカルタ

制定日：2012年7月30日

インドネシア共和国最高裁判所長

[署名・印]

H.M. HATTA ALI, SH.MH

本資料はJICA（国際協力機構）にて仮訳したものです。JICAの許諾を得て、ジェットロウェブサイトに掲載しています。訳文の利用により生じる法的責任・義務や損害の発生については、JICAの方でその責任を負いかねますのでご了承ください。